

在宅医療廃棄物の適正処理について

上伊那広域連合より以下のとおり、通知がありましたのでご注意ください。

上伊那管内の市町村において、不燃ごみの中に、在宅医療廃棄物となる「インスリン注射廃棄物」が排出された事案がありました。(下記写真参照・・・針らしきものが見えます。)

感染性廃棄物の処理については、環境省からの通達を受け、上伊那医師会との調整により、

在宅医療で使用した感染性のないチューブや点滴パックなどで非鋭利なものについては「可燃ごみ」とし、感染性のあるものは、医療機関等へ返却することになっています。

4月からの製品プラの分別収集開始に伴い、資源プラへの混入も懸念されます。作業員の事故防止のため、今後、衛生班長会等において、適正に処理いただくよう注意喚起をお願いします。

ガイドブック早見表でも「医療廃棄物(在宅)」としてありますのでご確認ください。



実際の混入例：インスリン注射廃棄物